## 下水道使用料のご案内 (令和6年12月1日改定前の内容)

## 下水道使用料の請求

下水道使用料は、水道料金と合わせて2か月ごとに水道課から請求します。 (水道料金と一緒に下水道使用料を請求します。)

下水道使用料 = 基本使用料 + 超過使用料 (※合計後、1円未満切り捨て)

基本使用料 = 2か月分の使用水量が20㎡までの使用料です。

超過使用料 = 2か月分の使用水量が20㎡を超えた分につき、1㎡ごとに加算される使用料です。

下水道使用水量 = 水道の使用水量を下水道の使用水量とみなします。

(全国的に採用されている方法です。)

## 下水道使用料 (1期(2か月)分) (税込)

区 分	基本使用料	超過使用料(使用水量が 20 ㎡を超えた分 1 ㎡につき)			
	0∼20 m³	21~40 m³	41~100 m³	101∼200 ㎡	201 ㎡以上
一般用	1,650 円	93.5 円	104.5 円	115.5 円	121.0 円
公衆浴場用	990 円	55.0 円			

令和元年10月1日改定

## 下水道使用料の計算方法

計算方法は次のとおりです。

(例) 用途区分:一般用、2か月使用水量:60㎡

内 訳	内訳使用水量		下水道使用料計算式		
基本使用料	0~20 ㎡まで		1,650 円		
超過使用料	21~40 ㎡まで	20 ㎡×93.5 円	} = 3,960円		
	41~60 ㎡まで	20 m³×104.5 円	} − 3,900 □		
	5,610 円				